

早稲田大学 大学院法学研究科
2018年度 修士課程入学試験問題(国内受験)
【専修科目】

民事法学専攻

民事手続法

次の3問中1問選択して答えなさい。

- (1) 訴訟要件の具備について審理・判断する場合と、請求の当否について審理判断する場合とで、判断資料の収集の方法に違いがあるか、あるならばどのような違いかを論じなさい。また、ある訴訟要件の具備がまだ判明していない段階で、請求に理由がないことが明らかになった場合、裁判所が請求を棄却する判決を言い渡すことができるかも論じなさい。学説の対立がある場合は、それにも言及すること。
- (2) XはYとの間でZを代理人として土地の売買契約を締結したところ、Yが代金支払を怠っているとして、Yに対し売買代金請求の訴えを提起した。この訴訟でYは、Zに代理権を授与した事実はないとして争ったうえ、Zに訴訟告知したが、Zはこの訴訟に補助参加しなかった。裁判所は、Zが無権代理であるかはともかく表見代理は成立するとして、Xの請求を認容する判決を言い渡し確定した(前訴)。そこでYはZに対して損害賠償請求の訴えを提起したところ、ZがYのZに対する代理権授与を主張したので、Yは、前訴における訴訟告知の効力として、Zの代理権授与の主張は許されないと反論した。この反論は正当かを論じなさい。
- (3) 破産手続と民事再生手続の目的の違いからみた、その手続構造上の特徴を論じなさい。

答案の書き方(横書)縦書)

六法全書の使用を(認める)/認めない)